

冬季休業中の生徒心得

この一年を振り返り、成果を認めたい一方で、さらなる成長へ向けて決意を新たにして新年を迎えて欲しいと思います。生活のリズムが乱れやすい年末年始です。「規則正しい節度ある生活」を送れるよう願っています。また、多様な感染症への対策を踏まえた上で、冬季休業の意義を正しく理解し、安全への意識を高めて有意義に過ごしてください。

保護者の皆様におかれましても、お子様が一年の良いスタートを切れるように、「冬季休業中の生徒心得」を記しておきますので、ご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

1. 生活態度について

- (1) 学習や部活動を踏まえた計画のもとに、規則正しい生活を心がける。
新年に向けての大掃除など、家族と共に働き話し合う機会を多く持つ。
- (2) 「高校生(寺井高校生)らしい服装・容儀」に心がけること。休業中の登校は制服を原則とする。
- (3) 18歳未満の入場禁止場所やアルコールを出す店等、不健全な場所には立ち入らないこと。
- (4) いじめ、暴力、器物破損、飲酒・喫煙、薬物乱用、万引き、自転車盗、不正乗車等、深夜徘徊、性の逸脱行為等の問題行動を起こさないこと。また、有害玩具等の購入や使用をしないこと。
- (5) 携帯電話・スマートフォン、インターネットの利用にあたっては、マナーを守りトラブルに注意すること。SNSやメール等により他人への誹謗中傷やプライバシーを侵害したりしないこと。
- (6) デジタルタトゥー(情報がネット空間に残り続けること)の危険性を把握すること。無断での写真撮影や転用は、就職や進学など将来の自分を左右する過ちとなる可能性がある。

2. 交通安全について

- (1) 交通ルールを遵守し交通安全に留意すること。
特に自転車の乗車マナーを守り、加害者にも被害者にもならないようにする。
事故にあった場合は、被害・加害ともにその場の対応をしっかりとする。
- (2) 自転車の整備をしっかりと行い、ヘルメットを着用するよう努めること。
- (3) 自転車乗車による違反行為をしないこと。(並進、傘さし、二人乗り、無灯火、イヤホンなど)
音楽プレーヤーを聞きながらや、スマートフォン等を操作しながらの自転車乗車をしないこと。
- (4) 歩行においても、横断歩道や踏切での左右確認や夜間は反射材等を身に付け、十分注意を払うこと。道路への飛び出しや、車両の前後からの横断等は絶対にしないこと。
音楽プレーヤーを聞きながらや、スマートフォン等を操作しながらの歩行をしないこと。
- (5) バイク等の免許取得ならびに無免許運転・同乗は決してしないこと。
3年生については、許可条件を厳守すること。

3. アルバイトについて

- (1) 実施する場合は、必ず「許可願」を提出し、許可を得ること。(無届は指導の対象)
- (2) 実施の際は、本校で定められた「アルバイトに関する心得」を守ること。

4. その他

- (1) 校舎の使用は、平日・土日ともに8:00~16:30とする。
(12月29日~1月3日まで校舎の使用はできません。)
- (2) 事件・事故にあった際は、直ちに関係機関(警察・消防)及び学校へ連絡すること。
スキーや遠方への旅行をする場合などは、安全を心がけ、万全を期すこと。
- (3) 犯罪被害に遭いそうになった時には、大声で助けを求めたりして、自身の身を守ること。
また交番や店舗もしくは「こども110番の家」等の緊急避難できる場所へ逃げ込むこと。
- (4) 外出(部活動を含む)するときは、行先・用件・同伴者・帰宅予定時刻を家族に告げ、ひとりで行動することはできるだけ避けること。無断外泊は絶対にしないこと。